

## 微生物等の寄託の要否に関する事例集（案）について

平成20年11月5日  
特許庁

### 1. 経緯

我が国においては、微生物に係る発明であって、当業者がその微生物を容易に入手できない場合には、出願人はブダペスト条約上の国際寄託当局（以下「国際寄託当局」という）又は特許庁長官の指定する機関（以下「指定機関」という）にその微生物を寄託したことを証明する書面を願書に添付し、国際寄託当局又は指定機関が一定要件下で第三者にその微生物を分譲することにより実施可能要件を担保することとしている。

微生物の寄託に関しては、どのような場合に寄託が必要であるのかが必ずしも明確でないことから、制度の円滑な運用のため、具体的な判断基準の策定が必要とされている。かかる観点から、総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会においても、平成19年5月18日付けの同会報告書「知的財産戦略について」において、微生物等（動植物の細胞を含む）に関する発明のうち、特許出願の明細書の記載のみではその微生物等を製造できない場合に微生物等を寄託する制度について、特許取得のための寄託の要否を明確化するための事例集を作成し、公表する旨、提言がなされている。

これらの状況にかんがみ、特許庁では、平成19年度に検討を行い、「微生物等の寄託の要否に関する事例集（案）」（別紙）を作成した。

具体的には、細菌・抗体・細胞・動物について、出願前に寄託する必要があるか否かの判断を事例に基づき、理由とともに示した。

本事例集（案）については、平成20年6月23日に開催された、第1回特許微生物寄託制度に関する検討委員会（座長：竹田稔 竹田綜合法律事務所弁護士）においても、特許微生物寄託制度の見直しの一環として検討され、審査基準の事例集の一部として公表することにつき、コンセンサスが得られた。

本事例集が公表されることにより、出願人が微生物等の寄託の要否を判断する際の一助となり、微生物等の寄託制度の運用の円滑化が図られることが期待される。

### 2. 今後の予定

本審査基準専門委員会にて了承が得られた後、一定期間パブリックコメントを募集した上で、特許・実用新案審査基準の「第Ⅶ部 第2章 生物関連発明」の項目に追加する形で公表する。

- ・平成20年11月12日～12月12日 パブリックコメントの募集
- ・平成21年 1月 本事例集を特許・実用新案審査基準の一部として公表